## 平成20年度年間標準監視指導回数

監視指導回数	業種等区分
年 3 回以上 ( A ランク)	大規模広域流通食品製造(加工)施設*(資本・出資金3億円超又は従業員300人超) 総合衛生管理製造課程承認施設(HACCP施設) 大規模流通(保管)施設*(資本・出資金3億円超又は従業員300人超) 大規模流通(卸、輸入)施設*(資本・出資金1億円超又は従業員100人超) 大規模小売店(大型スーパー)*(資本・出資金5千万円超又は従業員50人超) 飲食店営業(1回300食以上又は1日750食以上の仕出し・弁当、ホテル・旅館等) 集団給食施設(1回300食以上又は1日750食以上の学校給食センター、大量調理の病院・社会福祉施設) 乳処理業 乳製品製造業 食肉製品製造業
年 2 回以上 ( B ランク)	飲食店営業(上記以外の仕出し・弁当、ホテル・旅館) 集団給食施設(上記以外の学校、病院、社会福祉施設) 菓子製造業(主として短時間消費が見込まれるものを製造する施設を除く) アイスクリーム類製造業(主として短時間消費が見込まれるものを製造する施設を除く) 特別牛乳さく取処理業 添加物製造業 魚介類せり売り営業 食肉処理業 食用油脂製造業 食品の放射線照射業
年 1 回以上 (C ランク)	そうざい製造業 魚肉ねり製品製造業 食品の冷凍・冷蔵業 かん詰・びん詰食品製造業 あん類製造業 みそ製造業 醤油製造業 ワース類製造業 豆腐製造業 納豆製造業 めん類製造業 清涼飲料水製造業 認定小規模食鳥処理施設
2年に1回 (Dランク)	飲食店営業(一般食堂、民宿等) 集団給食施設(事業所) 食肉販売業(包装食肉のみの販売、自動車を除く) 魚介類販売業(包装魚介類のみの販売、自動車を除く)
その他	給食施設など大量調理施設の責任者・従事者に対する講習会等集団衛生指導、インター ネット監視(健康食品)等効果的な指導を行います。 関係部局と連携し、食鳥卵選別包装施設等の指導を行います。 京都府ふぐ条例に規定するふぐ取扱施設の指導を行います。 食品衛生推進員「京の食"安全見はり番"」と連携した巡回指導を行います。

<sup>\*</sup> 食品衛生法第3条第2項の規定の対象となる施設